

## 島根県物産観光館への出品手引き

島根県物産観光館へ島根県産品の出品を希望する事業者の方は、次の事項を確認の上、出品申込みの手続きを行ってください。

### 1. 出品商品

(1) 次の項目全てを満たす商品であること。

① 島根県産品であること

島根県産品とは

ア. 県内で生産又は採取された産品

イ. 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

ウ. 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県外で委託加工された製品

エ. 県外で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

② 食品の場合は、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、その他食品表示の規制に関する各法令の内容に適合しているもの。

(2) その他島根県しまねブランド推進課長が認めるもの

### 2. 出品資格

(1) 島根県内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体

(2) その他1に掲げる商品を出品しようとするもので島根県しまねブランド推進課長が認めるもの

### 3. 商品の陳列方法

陳列場所	商品陳列棚		食品イベントコーナー 又は工芸イベントコーナー
陳列方法	POP等により商品紹介をする		出品者自ら商品紹介をする
対象商品	食 品	食品以外	全ての商品
出品申込に必要な提出物	①「島根県物産観光館出品申請書」（別記様式） ②商品見本及び資料 その他、必要に応じて「残留農薬検査報告書」「安全証明書」等の提出を求める場合がある	①「島根県物産観光館出品申請書」（別記様式） ②商品見本及び資料	①「食品イベントコーナー出展申請書」（別紙1）又は「工芸イベントコーナー出展申請書」（別紙2） ②企画内容の分かる資料 利用日の希望にそえないこともあるので、事前に確認すること

陳列期間	原則3ヶ月程度	原則6ヶ月程度	2日～2週間程度
その他	3ヶ月経過後、販売動向や消費者ニーズ等を取りまとめて出品者に報告し、その後の展示期間について協議させていただきます。	6ヶ月経過後、販売動向や消費者ニーズ等を取りまとめて出品者に報告し、その後の展示期間について協議させていただきます。	出品者が来館者から消費者ニーズ等を情報収集する

#### 4. 商品の出品方法

出品商品を島根県物産観光館に直接送付してください。(送料は出品者負担)

#### 5. 販売及び代金の精算

(（一社）島根県物産協会の規定による)

陳列場所	商品陳列棚		バントコーナー・その他
対象商品	食 品	食品以外	全ての商品
販売形態	委託販売		
手数料	販売額の28%		販売額の20～28% (出品者と協議の上、決定)
精算方法	商品の売上精算は、月末締め翌月20日に、販売手数料・振込手数料を差し引き、指定の銀行口座に振り込むものとする。 なお、20日が銀行営業日外にあたる場合は、銀行の翌営業日とする。		

#### 6. 出品手続 (随時受付)

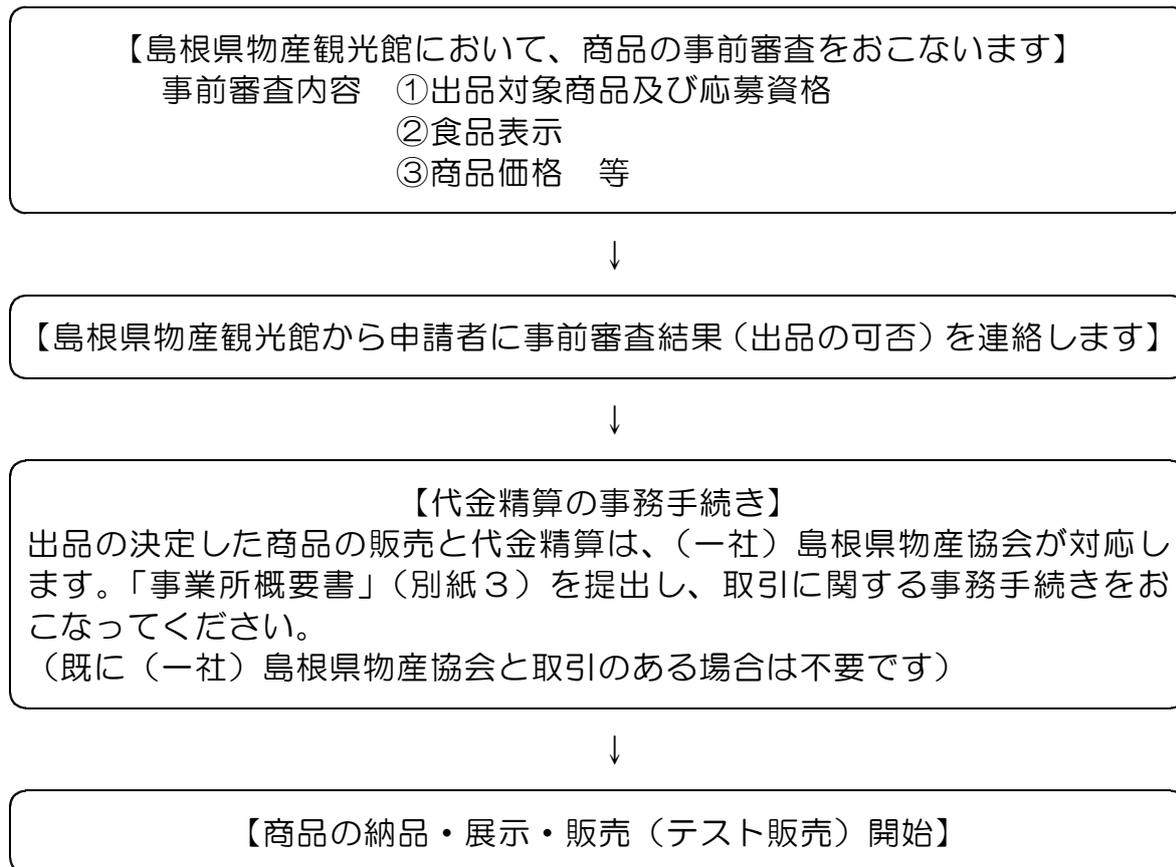
##### (1) 申込先

〒690-0887 松江市殿町191番地  
島根県物産観光館内 一般社団法人島根県物産協会  
TEL:0852-22-5758 FAX:0852-25-6785

##### (2) 提出物

3. 商品の陳列方法の「出品申込に必要な提出物」参照

## 7. 商品取扱決定までの流れ



（補足）イベントスペースを積極的に活用し、消費者に関する情報収集及び出品商品に関するPRを行ってください。

## 8. 問い合わせ先

### ◆島根県物産観光館（（一社）島根県物産協会）

〒690-0887 松江市殿町191番地

TEL:0852-22-5758 FAX:0852-25-6785

### ◆島根県しまねブランド推進課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL:0852-22-5128 FAX:0852-22-6859